

令和5年度

奈良教育大学

教育学部

科目等履修生募集要項

奈良教育大学

## 1. 趣 旨

本学の学生以外の者で、本学学部が開設する授業科目の履修を志願する者について、授業に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与するものです。

## 2. 入学時期

入学時期は、4月又は10月とします。

## 3. 履修科目

一部科目（※）を除き、前期、後期又は通年開講科目のうち、大学が履修を許可した科目に限り、科目等履修生として受講することができます。なお、出願に際しては、事前に受講を希望する授業の担当教員に連絡の上、入学願書の所定欄に承諾印を得てください（11.「その他」参照）。ただし、履修学生数や設備等の都合により、受講承諾を得られない場合がありますのでご了承ください。

また、上記で許可された科目以外に引き続き科目の履修を希望する者は、所定の申請期間（5.「出願期間」参照）中に都度申請をしてください。なお、当初に入学を許可された年度の翌年度まで検定料及び入学料を免除します。

※ 教育実習（事前・事後指導を含む。）、教職実践演習及び保育士試験における幼稚園教諭免許所有者の試験科目免除に係る授業科目の履修はできません。また、他にも履修できない科目がありますので、事前に教務課（TEL 0742-27-9124）へ問い合わせてください。

## 4. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者及び令和5年3月（後期入学にあつては令和5年9月）卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び令和5年3月（後期入学にあつては令和5年9月）修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条における以下の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和5年3月（後期入学にあつては令和5年9月）末までにこれに該当する見込みの者
  - ア. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ウ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - エ. 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
  - オ. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - カ. 高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認

定審査に合格した者

キ. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和5年4月1日（後期入学にあつては令和5年10月1日）までに18歳に達する者

（注意）前記（2）に該当する者は、高等専門学校の第3年次を修了した者です。

前記（3）のキにより出願を希望する者については、出願に先立ち、入学資格審査を行いますので、前期入学については令和5年1月13日（金）まで、後期入学については令和5年6月16日（金）までに、教務課（Tel 0742-27-9124）へ問い合わせてください。

## 5. 出願期間

【前期科目】令和5年2月27日（月）～令和5年3月3日（金）

【後期科目】令和5年7月27日（木）～令和5年8月2日（水）

窓口受付は、各日とも9時から17時までとし、郵送の場合は簡易書留速達便により、各出願期間最終日の消印有効とします。期間を過ぎた場合は、出願を受理しません。

## 6. 出願方法

「12. 出願書類」のうち、該当するものを取りそろえ、各出願期間内に提出してください。郵送の場合は、角形2号の封筒に必要書類を全て同封し、表面に「科目等履修生願書（学部）在中」と朱書きの上、以下出願先まで簡易書留速達便にて提出してください。

（出願先）〒630-8528 奈良市高畑町 奈良教育大学 教務課

## 7. 入学料及び授業料

(1) 入学料 28,200円

(2) 授業料 1単位 14,800円

※ 在学中に授業料改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

（備考）

ア. 入学料は入学手続日に必ず納入してください。授業料は、前期については5月末日までに、後期については11月末日までにそれぞれ納入してください。

イ. 既納の入学料及び授業料は返還しません。ただし、次に該当する場合は、本人の申し出により授業料を返還することができます。

- ・ 授業科目が不開講となった場合
- ・ 時間割が変更となり、履修が不可能な場合

ウ. 現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しません。

ただし、単位を取得する場合は授業料を徴収します。

## 8. 履修科目数等について

(1) 1学期間 5科目 10単位以内の範囲で履修が可能です。

(2) 科目等履修生として修得した単位は、教育職員免許法上の単位として認めます。（本学が教育職員免許状授与の課程認定を受けている科目に限る）

（備考）

- ア. 履修を許可された授業科目について、入学後に時間割、担当教員の変更、シラバスの一部変更を行うことがありますので、あらかじめこのことを承知の上で出願、入学手続を行ってください。
- イ. 履修を許可された授業科目の変更は認めません。ただし、出願した科目の時間割の変更が行われた場合については、履修登録日の前日までの申し出により、当該科目の履修のとりやめ、又は他の科目（同一学期内で担当教員の履修許可を得られる科目）への履修変更を認める場合があります。

## 9. 選 考

書類選考を行い、履修許可者を決定します。

## 10. 合格通知及び入学手続

前期科目は3月下旬に、後期科目は9月中旬に本人宛に合格通知書及び入学手続の案内を（履修期間の延長申請者には履修期間延長許可書のみを）発送します。

〔入学手続日〕（履修期間延長許可者は同封した案内に従ってください。）

（前期入学）令和5年4月3日（月） 9:00～16:00

（後期入学）令和5年9月21日（木） 9:00～16:00

入学手続日に手続きを完了しない場合は、入学辞退とみなします。合格通知は、合格通知書の発送により行います。必ず入学手続日までに合格通知書及び入学手続きの案内を確認し、漏れなく手続を行うようご注意ください。やむを得ない理由で入学手続日に来学できない場合は、必ず事前に教務課まで連絡してください。なお、既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

## 11. そ の 他

- (1) 開講科目については、以下URLよりシラバスをご覧ください。

シラバスURL <https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUUMU/syllabus.htm>

- (2) 履修を希望する科目の担当教員への相談は、以下URLにある教員一覧より連絡先を確認し、各自で連絡を取ってください。その際、「科目等履修生希望者」であることをお伝えください。

※ 入学願書に教員の承諾印が必要になりますので、担当教員とは早めに連絡をとるようにしてください。

教員一覧URL <https://www.nara-edu.ac.jp/guide/list/>

- (3) 教育職員免許状を得るために単位を修得しようとする場合は、出身大学長が作成した、学力に関する証明書（教育職員免許法第5条に準拠）により、免許状取得に必要な科目等について必ず出願者があらかじめ教育委員会に確認を行ったうえ、出願してください。

- (4) 時間割表の授業科目名に★又は▲がついている科目は、原則として変更後の科目として単位を認定します。

（例）「球技（種目別Ⅰ）★（球技（サッカー）」

変更後の科目名                      変更前の科目名

→ 「球技（種目別Ⅰ）」として単位認定します。

- (5) 原則として自動車通学は認めておりません。

## 12. 出願書類

### 【新規出願の場合】

書 類 等	備 考
(1) 入 学 願 書	本学所定の用紙に必要事項を記入し、履修希望科目の担当教員の承諾印を得たものに、出願前3か月以内に撮影した縦4cm×横3cmの上半身・脱帽・正面向きの写真を貼付してください。
(2) 履 歴 書	市販のものに必要事項を記入してください。
(3) 卒業（見込）証明書 又は修了（見込）証明書	最終出身学校の長又は学部長等が作成したもの（原本）を提出してください。
(4) 学 業 成 績 証 明 書	最終出身学校の長又は学部長等が作成したもの（原本）を提出してください。
(5) 検 定 料 ( 9, 8 0 0 円 )	本学所定の払込用紙を用いて、郵便局・ゆうちょ銀行窓口から検定料を払い込んだうえ、「振替払込受付証明書（大学提出用）」を提出してください。（注）ATMでは「振替払込受付証明書（大学提出用）」が発行されませんので必ず窓口で納付してください。
(6) 宛 名 票	所定の用紙に、合格通知書を受け取る場所の住所・郵便番号・氏名を記入してください。
(7) 奈良教育大学科目等 履修生入学資格認定書（写）	「4. 出願資格」の(3)キの該当者で、本学が行う入学資格審査により入学資格を認められた者は提出してください。
(8) 勤 務 先 所 属 長 の 受 験 承 諾 書	現に学校・教育関係機関・官公庁又は会社等に在職中で、在職のまま入学しようとする者は、本学所定の用紙により、所属長等の承諾書を提出してください。 ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、その派遣書を提出してください。
(9) 住 民 票 の 写 し 等 (日本国籍を有しない方のみ)	<u>日本国籍を有しない者は</u> 、市区町村長が交付する、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日を証明する書類を提出してください。出願時に外国に居住している場合は、パスポート（顔写真が貼付された箇所）の写しを提出してください。

#### （注意事項）

- ① 入学願書に履修希望科目の担当教員の承諾印（担当教員が非常勤講師である場合は世話担当教員でも可）がない場合、当該科目の履修は申請できません。
- ② 出願書類受理後の記載事項の変更は認めません。ただし、出願後、合格通知等受信場所及び連絡先を変更したときは、ただちに、教務課へ届け出てください。
- ③ 出願書類に不備がある場合は、受理しません。
- ④ 受理された書類はいかなる理由があっても返還しません。
- ⑤ 既納の検定料は、次の場合を除き、返還しません。

- ア. 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合
- イ. 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

なお、上記ア又はイに該当する場合には、すみやかに教務課へ連絡してください。

- ⑥ (3) 及び (4) の卒業証明書等は日本語又は英語で記載された原本を提出してください。外国の学校が発行したもの等、原本を提出できない場合は、あらかじめ大使館等の公証書類を取得し、提出してください。なお、日本語又は英語以外の言語で記載されたものについては、公的機関（大使館等）の証明のある翻訳文をあわせて提出してください。日本語学校や志願者本人による翻訳は認められません。
- ⑦ 出願時に卒業（修了）見込証明書を提出する場合は、入学までに卒業（修了）証明書を提出してください。
- ⑧ これまでに本学の学部生、大学院生、科目等履修生として在籍したことがある者は、入学願書に明記してください。その際、在籍時の姓と現在の姓が異なる場合は、在籍時の姓も記入してください。
- ⑨ これまでに本学の学部生、大学院生、科目等履修生として在籍したことがある者は、在籍時に単位を修得した授業科目については、重複して履修することができませんので注意してください。
- ⑩ 外国人留学生の方は、在留資格、在留期間を入国管理局等に確認した上で出願をしてください。

**【履修期間の延長の場合】（申請期間、提出方法は新規出願に準じます。）**

書 類 等	備 考
(1) 入 学 願 書	本学所定の用紙に必要事項を記入し、履修希望科目の担当教員の承諾印を得たものに、出願前3か月以内に撮影した縦4cm×横3cmの上半身・脱帽・正面向きの写真を貼付してください。
(2) 宛 名 票	所定の用紙に、合格通知書を受け取る場所の住所・郵便番号・氏名を記入してください。
(3) 勤 務 先 所 属 長 の 受 験 承 諾 書	現に学校・教育関係機関・官公庁又は会社等に在職中で、在職のまま入学しようとする者は、本学所定の用紙により、所属長等の承諾書を提出してください。 ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、その派遣書を提出してください。
(4) 住 民 票 の 写 し 等	<u>日本国籍を有しない者は</u> 、市区町村長が交付する、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日を証明する書類を提出してください。

**<問い合わせ先>**

奈良教育大学教務課  
〒630-8528 奈良市高畑町  
TEL 0742-27-9124  
E-mail kyomu@nara-edu.ac.jp